

## 補装具 一覧表

種目		耐用年数	要件など
義肢	義手	1~5	上肢
	義足		下肢
装具	下肢	1~3	下肢
	靴型		体幹
	体幹		上肢
	上肢		
座位保持装置	普通型	3	体幹または下肢
	車椅子との併用型		
視覚障害者安全杖	普通用	2~5	視覚
	携帯用		
	身体指示併用		
義眼	普通義眼	2	視覚
	特殊義眼		
	コンタクト義眼		
眼鏡	矯正眼鏡	4	視覚
	遮光眼鏡		
	弱視眼鏡		
	コンタクトレンズ		
補聴器		5	聴覚
人工内耳	音声信号処理装置		修理のみ
車椅子		6	体幹または下肢
電動車椅子			
座位保持椅子(18歳未満のみ)		3	体幹または下肢
起立保持具(18歳未満のみ)			
頭部保持具(18歳未満のみ)			
排便補助具(18歳未満のみ)		2	体幹または下肢
歩行器		5	下肢
歩行補助杖	松葉杖(木材)	2	下肢
	松葉杖(軽金属)	4	下肢
	カナディアン・クラッチ		
	ロフストランド・クラッチ		
	多点杖		
	プラットホーム杖		
重度心身障がい者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	5	上肢または体幹及び音声言語
	生体現象方式		

耐用年数の基準は、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準により、各部位によって異なります。

日常生活用具 一覧表

種目		耐用年数	要件など	
			対象者	手帳等
介護・訓練支援用具	特殊寝台	8	学齢児以上かつ常時介護	下肢又は体幹2以上
	特殊マット	5	3歳以上かつ常時介護	下肢又は体幹1以上、療育A
	エアークッション	8	3歳以上かつ常時介護	下肢又は体幹1以上、下肢又は体幹2かつ上肢2以上で総合1級
	特殊尿器	5	学齢児以上かつ常時介護	下肢又は体幹1以上
	入浴担架	5	3歳以上	下肢又は体幹2以上
	体位変換器	5	学齢児以上かつ一部介助	下肢又は体幹2以上
	移動用リフト	4	3歳以上	下肢又は体幹2以上
	訓練椅子	5	3歳以上	下肢又は体幹2以上
	訓練用ベッド	5	学齢児以上	下肢又は体幹2以上
自立生活支援用具	入浴補助用具	8	3歳以上かつ要入浴介助	下肢又は体幹
	便器	8	学齢児以上	下肢又は体幹2以上
	頭部保護帽	3		療育Aかつてんかん
	歩行補助杖(一本杖のみ)	3	学齢児以上	下肢又は体幹
	歩行支援用具	8	3歳以上かつ一部介助	並行機能又は下肢又は体幹
	特殊便器	8	学齢児以上	上肢2以上、療育A
	火災警報器	8	障がい者及び障がい者に準ずる者のみの世帯	身体障がい2級以上、療育A
	自動消火器	8	障がい者及び障がい者に準ずる者のみの世帯	身体障がい2級以上、療育A
	電磁調理器	6	18歳以上	視覚2以上、療育A
	歩行時間延長信号機用小型送信機	10	学齢児以上	視覚2以上
	音声標識ガイド装置	10	学齢児以上	視覚2以上
	聴覚障がい者用屋内信号装置	10	障がい者及び障がい者に準ずる者のみの世帯	聴覚2以上
	テーブルリフト	5	学齢児以上かつ車椅子常用	下肢又は体幹2以上
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	5	3歳以上かつ自己連続携帯式腹膜灌流法CAPDによる透析療法を行う者	じん臓3以上
	ネブライザー	5	学齢児以上	呼吸器3以上又は同等以上
	電気式たん吸引器	5	学齢児以上	呼吸器3以上又は同等以上
	酸素ボンベ運搬車	10		医療保険における在宅酸素療法を行う者
	盲人用音声式体温計	5	学齢児以上かつ盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚2以上
	盲人用体重計	5	学齢児以上かつ盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚2以上
	パルスオキシメーター	5		呼吸器又は心臓
	環境制御装置	5	学齢児以上	上肢又は下肢又は体幹2以上
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	5	学齢児以上	音声言語、又は肢体かつ音声言語に著しい障がい有する者
	点字ディスプレイ	6		視覚2かつ聴覚2以上
	点字器(標準型)	7	学齢児以上	視覚
	点字器(携帯型)	5	学齢児以上	視覚
	点字電子手帳	5		視覚

種目	耐用年数	要件など		
		対象者	手帳等	
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用情報通信用品(音声化ソフト)	5	学齢児以上	視覚
	視覚障がい者用情報通信用品(ワープロソフト)	5	学齢児以上	視覚
	視覚障がい者用情報通信用品(点字処理装置)	5	学齢児以上	視覚
	視覚障がい者用情報通信用品(スキヤナー装置)	5	学齢児以上	視覚
	パーソナルコンピュータ用特殊入力装置	5	※1	
	視覚障がい者用拡大読書器	8	学齢児以上	視覚
	点字タイプライター	5	就労している者又は就労見込みの者	視覚2以上
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	6	学齢児以上	視覚2以上
	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	6	学齢児以上	視覚2以上
	視覚障がい者用音声読書機	5	学齢児以上	視覚
	盲人用時計	10		視覚2以上
	聴覚障がい者用通信装置	5		聴覚又は音声言語
	聴覚障がい者用情報通信装置	6		聴覚又は音声言語
	人工咽頭(笛式)	4		音声言語又はそしゃく
	人工咽頭(電動式)	5		音声言語又はそしゃく
	人工鼻	/月		音声言語(咽頭摘出によるもの)
	電動ページめくり装置	5	学齢児以上	上肢2以上
	福祉電話(貸与)			身体2級以上で難聴者又は外出困難な者
	点字図書※2		※3	
排泄管理支援用具	ストマ用装具(畜便)	/月		直腸4以上
	ストマ用装具(畜尿)	/月		ぼうこう4以上
	ストマ用装具(洗腸用)	/月		直腸4以上
	紙おむつ	/月	※4	
	収尿器	1		ぼうこう4以上
住宅改修	居室生活動作補助用具		※5	

※1 学齢児以上で、パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が困難な身体障がい者

※2 自己負担は一般図書の購入価格相当、公費負担分は点字図書価格から自己負担額を控除した額

※3 情報の入手を点字によっている視覚障がい者

※4 3歳以上65歳未満で、重度の身体障がいのため排尿もしくは排便の意思表示が困難である障がい者(児)、又は脳性麻痺等運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な者(児)。意見書により判定。

※5 学齢児以上で、下肢又は体幹もしくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有し、障がい3級以上、又は視覚2以上。ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢2以上。

## ニュー福祉機器 一覧表

種目・機能等		対象者、障がい及び程度等	
パーソナルコンピュータ (デスクトップ型、ノートブック型、 タブレット型。同時購入に限りプリンタを含む。)	モデム等の付設により通信が可能な機種	学齢児以上	上肢2以上又は言語・上肢2以上で文字を書くことが困難な者、外出又は意思伝達が困難な身体障がい者
音声炊飯ジャー	炊飯等の全ての機能の操作について音声で知らせる機種	学齢児以上	視覚障がい者(児)のみの世帯又はそれに準ずる世帯(操作時に音声による案内を必要とする者に限る。)
音声ICタグレコーダ	携帯可能で、障がい者が容易に操作できる機種	学齢児以上	視覚障がい者で物の識別が困難な者
人工呼吸器 (医療保険の対象となる場合を除く。)	在宅で使用できる機種	学齢児以上	在宅療養をするにあたって人工呼吸器を必要とする筋ジストロフィー患者
音声血圧計	血圧や脈拍を音声で知らせる機種	学齢児以上	視覚障がい者で血圧管理が必要な者
色彩音声案内装置	色を識別して、色名を音声で知らせる機種	学齢児以上	視覚障がい者で物の色の識別が困難な者
障がい物感知センサー	携帯可能で、障がい者が容易に操作できる機種	学齢児以上	視覚障がい者で物の識別が困難な者
電子白杖	盲人安全ついで電子センサー機能を有するもの	学齢児以上	視覚障がい者
呼び鈴 (専用スイッチを含む場合のみ)	無線通信装置で、手指に障がいがあっても操作可能な専用スイッチで操作できるもの。	学齢児以上	重度(2級以上)の両上肢及び言語障がい者であって、意思伝達が困難な者。または、難病患者等については、神経・筋疾患である者で意思伝達が困難な者

- ・同一種目については、助成を行った年の翌年の4月1日から起算して5年間、助成を行いません。
- ・視覚障害者用音声読書機の助成を行った翌年の4月1日から起算して5年間、パーソナルコンピュータの助成は行いません。